1. 生物多様性条約（CBD）に関する議論

2. WTO・TRIPSに関する議論

3. WIPO・遺伝資源等政府間委員会（IGC）での議論

1. 生物多様性条約（1)概要

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

1．名称

生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity：CBD）

1992年　国連環境開発会議（「地球サミット」）にて合意、93年発効

2．締約国

193か国・地域が加盟

（2012年10月現在、日本は93年に批准、米国は未加盟）

3．条約の目的

①生物多様性の保全

②生物資源の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分（第15条）

（ABS: Access and Benefit Sharing）

先進国の知的財産の保護強化に対抗して、遺伝資源の主権を確保したい途上国側の動きとして展開。条約の成立により、遺伝資源は「人類共通の財産」から「自国の主権的権利」へ大きく変化。

1. 生物多様性条約（２)アクセスと利益配分

◆CBD条約第15条の主な内容

- 遺伝資源に関する保有国の主権的権利を規定
- 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定
- 遺伝資源を取得する際には、相手国からの事前同意（PIC: Prior Informed Consent）の取得を規定　→遺伝資源の自由な持ち出しを制限
- 公正かつ衡平な利益配分は、相互に合意する条件（MAT: Mutually Agreed Terms）で行うことを規定

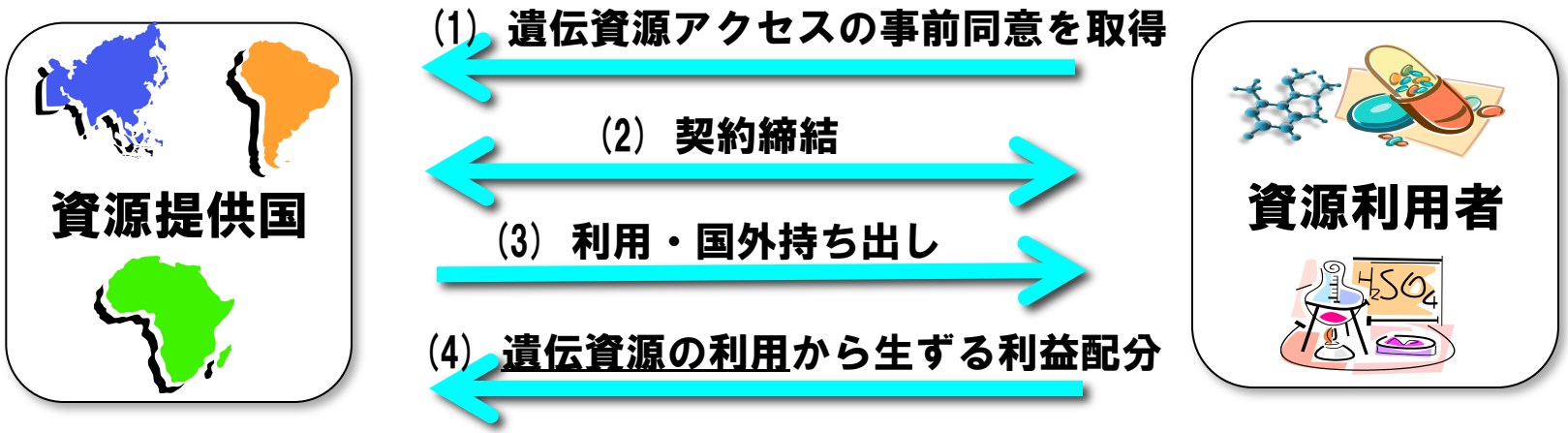

遺伝資源の利用と利益配分の具体的手続等について、2002年の締約国会議（COP6）で、任意の国際ガイドラインである、「ボン・ガイドライン」を採択。

1. 生物多様性条約（3)途上国の主張

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

途上国の主な主張(知財関連を中心に)

■遺伝資源や関連する伝統的知識等の不正取得・利用を防止し、利用から生ずる利益の配分を確実にするためには、任意のガイドラインでは不十分。国際的に法的拘束力のある枠組みを創設する必要がある。

■遺伝資源の利用を監視するため、各国にチェックポイントを設けるべき。

■遺伝資源の利用国（主に先進国）は、遺伝資源等を利用した発明の特許出願時に、当該遺伝資源等の入手先や契約内容等の情報が記載された証明書の提出を義務付け、その不遵守に対しては、審査手続を行わないことや特許無効等の措置をとるべき。

➡ 2010年10月、第10回締約国会議にて、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の採択

1. 生物多様性条約（4）名古屋議定書の概要

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

名称：「遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益（Benefit）の公正かつ衡平な配分（Sharing）に関する名古屋議定書」
内容：CBDで定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定

＜遺伝資源の提供国＞：アクセス手続の明確化

- 確実・明確・透明な事前同意（PIC：prior informed consent） 根拠法令等を整備し、PIC証明書等を発給
- 遺伝資源に関連する伝統的知識(TK)の利用に関し、原住民・地域社会等からの同意・参加を確保する適当な措置

＜遺伝資源の利用国＞：提供国法令等の遵守

- 自国の利用者による提供国法令等の遵守、事前同意（PIC）取得、相互合意契約（MAT）設定を確保
- 遺伝資源の利用をモニタリングするためのチェックポイントの設置

※チェックポイントでは、遺伝資源提供国からのPIC、遺伝資源の出所、MATの成立、遺伝資源の利用、に関する情報を、適宜、収集及び受領する。

☆情報が提出されない場合の措置については、適当で、効果的で、均衡のとれた措置をとるとしているのみで、審査手続の停止や特許無効等の具体的な措置は規定していない。

1. 生物多様性条約（5）名古屋議定書後のABSの枠組み

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

生物多様性条約で規定されている枠組

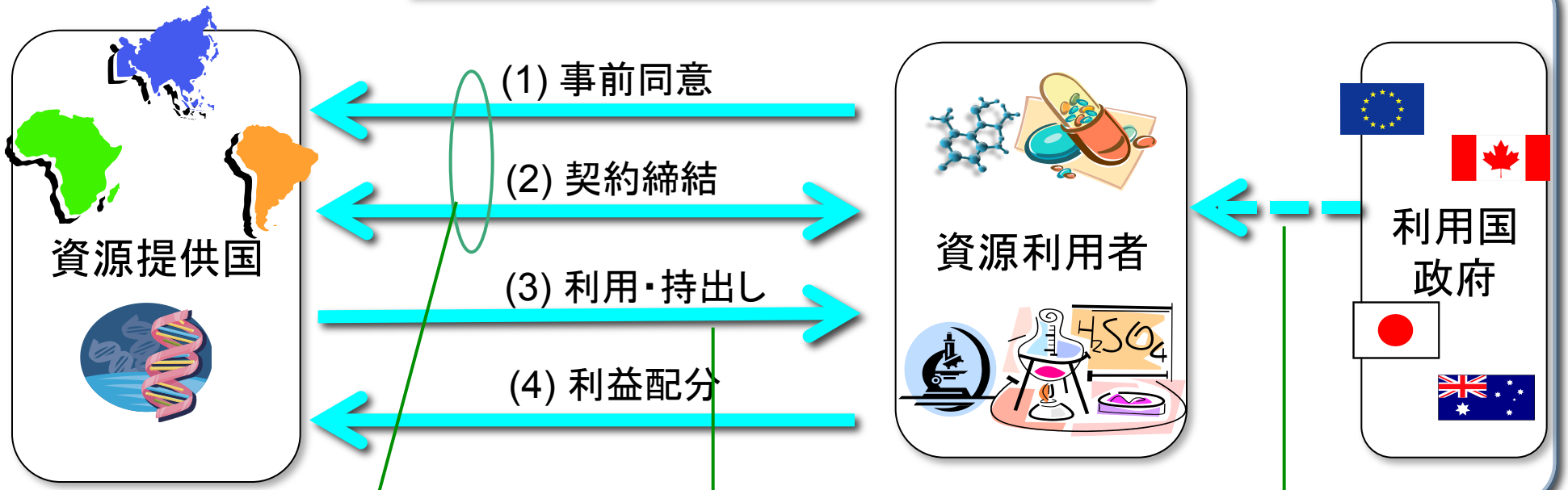

名古屋議定書で規定された枠組

✓提供国側で、「事前同意」、「締結契約」のための透明性確保のための措置 (6条)

✓「利用」の意味を明確化 (2条(c))

✓(1)の事前同意・(2)の契約締結が、提供国の法令に従って適切になされるような措置 (15条)

✓**遺伝資源の利用をモニターするチェックポイントを設置 (17条)**

2. WTO・TRIPS　遺伝資源に係る各国のポジション

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

ブラジル・インド等が「出所開示要件の義務化※」を提案
（※遺伝資源及び関連する伝統的知識を利用した発明の特許出願において、その出所の開示を義務づけること）

開示反対派
（日、米、カナダ、豪、NZ等）

- 出所開示義務は、特許制度上の必要性が認められず、特許出願人への負担が大きいため、遺伝資源の利用の停滞につながる。
- 我が国は、誤った特許付与を防止するため、遺伝資源データベースを提案。

開示推進派
（ブラジル、インド、アフリカ諸国等）

- ①遺伝資源等の出所、②利用に係る事前の同意（PIC）、③公平な利益配分の証拠、の特許出願中への開示を義務づけ、違反した場合には特許を無効とする。
- 出所開示義務は、誤った特許付与を防止することができ、また、遺伝資源利用者の追跡にも効果あり。

一部開示容認派（EU、スイス等）
WTOドーハ・ラウンドでの知財交渉（地理的表示の保護）を有利に進めるべく、途上国へのポーズとして、遺伝資源等の出所開示を方式的な義務とし、違反した場合には特許無効とはせず特許制度外での制裁を科す案を提示。

3. WIPO・IGC（１）これまでの議論

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

■ WIPOの遺伝資源等に係る政府間委員会（IGC）で2001年以来議論を継続。
（IGC：Inter-Governmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore）

■ 途上国はWTO・TRIPSと同様の主張をしつつ、新規条約化を指向。
- 出願人は遺伝資源等に係る発明を出願する際は、その原産国を開示すべき。
- 出願人は取得に関する同意／利益配分に関する合意も出願時に開示すべき。
- 開示義務に違反した場合は、拒絶・無効等の措置で履行を確保すべき。

■ 日米等の先進国は以下のような反論。
①利益配分の問題は名古屋議定書で解消される。
②遺伝資源等に係る特許が付与されないよう、データベースの構築・改善が問題解決に資する。
③開示義務を課せば出願人の特許取得のインセンティブ、特に遺伝資源を用いた研究開発のインセンティブを損なう。

3. WIPO・IGC（２)最近の動き

■ 2011年WIPO一般総会（2011年9月）

- IGCは、遺伝資源等の効果的な保護を確保する国際的な法的文書に係る条文の合意を目的としたテキストベースの交渉を進め、当該テキストを2012年のWIPO一般総会に提出する。
- 2012年のWIPO一般総会は、当該テキストと議論の進展を評価・検討し、外交会議の開催を決定する。

■ 第20回IGC（2012年2月：遺伝資源について議論）

- アーリーハーベストのための共同勧告提案（日米加韓ﾉﾙｳｪｰ）。
- 出所開示義務に係る事実ベースの調査の実施提案（日米韓）。
- 単一テキスト文書の一応の作成。ただし、多数のオプション乱立。

■ 第21回IGC（2012年4月：伝統的知識について議論）

- 伝統的知識の定義、保護範囲等の基本的事項すら合意なし。
- テキストベースの議論を行うも多数のオプションが乱立。

3. WIPO・IGC（3）今後

■ 2012年WIPO一般総会（2012年10月）

- 途上国は2014年の外交会議開催を主張し、それに向け2013年は4回のIGCを開催することを主張。
- これに対し先進国は、議論は成熟しておらず今後の方向性を決定できる段階ではない旨主張。
- 調整の結果、「2014年の外交会議」については言及せず、①2013年は遺伝資源／伝統的知識／フォークロアのテーマ別に3回のIGCを開催する（うち１回は日程延長して総会への勧告等についても議論）、②2013年の総会はテキストと議論の進展を評価・検討し外交会議の開催を決定する、ことで合意に到る。

➡ ***今後もWIPO・IGCを中心に、遺伝資源等の議論が進展。***

ご清聴ありがとうございました。